

教 育 委 員 会 議 事 録

(令和2年度 教育委員会 第1回定例会)

開会 令和2年4月8日(水)

閉会 令和2年4月8日(水)

午前9時00分

午前10時10分

場所 西宮市役所東館 701 会議室

出席委員	教育長 重松 司郎 委員 前川 豊 委員 側垣 一也 委員 長岡 雅美 委員 藤原 唯人	欠席委員		
会議に出席した職員	職	氏 名	職	氏 名
	教育次長	坂田 和隆	学校保健安全課長	中前 洋一
	教育次長	佐々木 理	教育企画課係長	瀧井 佑介
	教育総括室長	薩美 征夫	教育総務課係長	青木 威
	参与(人事担当)	八橋 徹		
	参与(西宮浜担当)	清水 孝茂		
	社会教育部長	上田 幹		
	学事・学校改革部長	津田 哲司		
	学校教育部長	漁 修生		
	教育総務課長	竹村 一貴		
	教育企画課長	吉田 巖一郎		
	教育人事課長	澤田 幸夫		
	教育職員課長	秦 淳也		
	地域学習推進課長	石井 紀子		
	生涯学習企画課長	中島 貴子		
署 名	教育長		委員	

付 議 案 件

<教育長報告>

<審議案件>

- 議案第1号 人事に関する件 **非公開** (教育人事課)
- 報告第1号 西宮市教育委員会教育次長の事務分担等に関する規則の一部を改正する
規則制定の件 (教育総務課)
- 報告第2号 西宮市教育委員会文書取扱規程及び西宮市教育委員会表彰規程の一部を改正する
規程制定の件 (教育総務課)
- 報告第3号 西宮市社会教育委員会議規則を廃止する規則制定の件 (生涯学習企画課)
- 報告第4号 西宮市教育委員会会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則制定の件
(教育人事課)
- 報告第5号 西宮市教育委員会事務局処務規則等の一部を改正する規則制定の件 (教育人事課)
- 報告第6号 西宮市教育委員会事務専決規程等の一部を改正する規程制定の件 (教育人事課)
- 報告第7号 西宮市立学校の教育職員の業務量の適切な管理に関する措置等を定める
規則制定の件 (教育職員課)
- 報告第8号 学校医等の解嘱及び委嘱の件 (学校保健安全課)
- 報告第9号 人事に関する件 **非公開** (教育職員課)

<一般報告>

- 一般報告① (仮称)越木岩センターの整備について [地域学習推進課]

<資料による情報提供>

- ・第4回(令和2年3月)定例会市議会における陳情審査結果の通知受理について [教育総務課]
- ・児童・生徒の状況について [学校保健安全課]

以 上

傍 聴

1名

重松教育長	<p>それでは、令和2年度 第1回 教育委員会定例会を開催させていただきます。 議事録署名委員には、前川委員を指名します。よろしくお願ひします。</p> <p>今日は、少し場所を広げています。コロナウイルスの関係で狭い部屋を避けるため、こういう形でさせていただきます。寒いかもしれませんが、よろしくお願ひします。</p> <p>例年ですと審議に入る前に事務局より、4月1日付で発令した課長級以上の人事異動について紹介しますが、BCP発動中のため書面のみでの紹介とさせていただきます。よろしくお願ひします。</p> <p>ここで、各委員に確認します。本日は傍聴者が1名おられます。会議は公開が原則ですが、一般報告①は市議会に報告する案件、議案第1号及び報告第9号は人事に関する案件であり、現時点では公表されておりません。それぞれ非公開としたいと思いますがよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
重松教育長	<p>異議なしと認め、非公開とします。</p> <p>審議の順番についてですが、公開案件から先に行い、続いて非公開案件に移りたいと思います。</p> <p>では、はじめに私の方から報告をさせていただきます。</p> <p>今回、コロナウイルスの感染拡大により、社会の状況が変わってきています。今回、私が話をしたいのは、SNSの普及によって、誤情報や、虚偽の情報が急速に拡散されたりなどしていますが、今回のコロナウイルスについても、いろいろな情報が流れています。例えばトイレトペーパーがなくなるという話があり、今でもなかなかマスクは手に入らないという感じになっていますし、そういう意味で様々な事態が引き起こされています。</p> <p>このコロナウイルスについても何が正しくて、何が間違い、誤情報なのか、なかなかわかりにくい状況になっています。</p> <p>今、はっきりわかっていることは、3密といわれる三つの密をきちんと避けることと、もう一つは手洗いとマスク。最初はマスクの方もしなくてもいいよと言っていましたが、マスクと手洗いはきちんとしてほしいということなので、この部分は間違いなく正しい。正しいというか、対応しなければいけないと思います。</p> <p>他の部分については、なかなかわからない部分があつて、これが本当に正しいのかというのがあります。例えば一時は消毒するのに90度のアルコールでないと、</p>

とって、消毒液のかわりにお酒を使ったという話がありましたが、今ではそんなのはほとんど効果がないと言われていています。ですから何が正しいのか、正しくないのか。先ほど言ったトイレットペーパーの件も、トイレットペーパーをつくる紙とマスクをつくる紙が一緒だよということで始まったのですが、最近それについて、追跡調査をしたようです。最終的には、最初の情報が拡散してトイレットペーパーがなくなったのではなくて、「そんなことはありませんよ」という修正をしたことが逆に拡散し、品不足につながってしまった。「いや、それだったら本当になくなるかもしれないな」と。わざわざ否定するということは、逆にそれが正しい情報なのかもしれない。やはりトイレットペーパーをつくる紙とマスクの紙は一緒なのだ、ということになって、逆になくなったという流れがあります。最初にその情報を流した人よりも、後で修正を加えそんなことはないから大丈夫ですよと言った方が逆に拡散してしまったということがあられるようです。なぜ、デマ、噂が流れていったのか、なかなか難しいなというのがあります。

この例として、よく言われるのは、オーソン・ウェルズのエピソードです。昔、「宇宙戦争」という番組をラジオで流して、宇宙人が来たという放送をしました。ある町に宇宙人が飛来したと。それをラジオで流した際、大統領が特別宣言をします、という台本でやったものだから、放送を聞いた人々が信じてしまい、大パニックになったという話があります。細かく分析していると、その放送された町だけが大変なことになるのであって、ほかの地域はそうでもなかったようですが、町の中へ宇宙人が来ているという話なので、アメリカですから鉄砲を持って人々が外に出て、中には水が入っているタンクをピストルで撃ったということもあつたようです。それ以後そういう虚偽の放送は絶対してはいけないという、放送の規制がかつたようです。

今回言われているのは、それぞれの新聞社、テレビなど多くの報道を行っていますが、様々な分野の専門家が出てきてそれぞれの意見を言うので、どれが正しいのかということ。もちろん間違いはないのですが、解釈の仕方はいろいろあるので、議論になっている状況です。

それについて、オルポートというデマの定義をした学者は、こういうことがなぜ起こるのかということ、客観的な真実であるかどうか、確認や検証ができず、それもっともらしいと感じた場合や、知っている有名人やある分野の権威者が言ったことが正しいということになってしまつて、こういうデマが拡散するのだと。

特に、その問題が自分にとって非常に重要な課題であつたり、それから問題の根拠に曖昧さがあつたりした場合、両方が重なつて掛け算になり、拡散していつて

しまって、收拾がつかなくなるということをオルポートは言っています。

もう一人タモツ・シブタニは、流言というのは曖昧な状況とともに巻き込まれた人々が自分としての解釈がきちんとできないことから、なかなか難しいということを行っています。今は、わからないことはSNSやコンピューターで情報を得られますが、いろんな情報が流れているので、どれが本当で、どれが嘘かわからない。誤った情報であったとしても拡散してしまう可能性があるという、その怖さがあるのではないかということが言われています。

こういう情報を扱うときに何が大切かという、何かおかしいなという違和感をもったら、きちんともう一回調べ直すこと。一つのことについて書いてあったら、それが正しいのか正しくないのか、新聞ならいろいろな新聞を見るなどということと情報をきちんとまとめておく必要がある。それから見出しだけの過激さに注意を払う必要がある、同じ記事について共有しているアカウントを見るなど、そんなことを言われています。

それを見抜くというか、きちんと判断して、自分としてどうするかということが、これから大切になるということが言われています。

先ほど言ったように、今回のコロナウイルスについては、3密の部分と手を洗うことと、それから先ほど言ったマスクをすることが大切です。

今回の非常事態宣言では、今までは3密がそろったところが一番危ないのだと言っていました、もうそれぞれ、狭い空間、人と接触、それから人との会話など、全部だめだと言われているので、どれか三つのうちの一つでもだめな場合は、特に気をつけてほしいと。夜になったら仕事へ行っても、きちんと帰って家の中にいてください、土日は外へ出ないようにということを行っていますので、これからそういうことが起こってくると思っています。

ただ、気になるのは、こういう状況になっていますので、これから学校を休校にしたときに、いつ再開できるのかという問題や、子供たちの学力をどうするのかという問題が、今後出てくると思っています。今までですと、外へ出て運動をしてもよかったのですが、今度は人と人が集まることができなくなるので、散歩などはいいいですが、グラウンドに集まって野球など、何かのスポーツをしたら接触するので、それはだめだということになります。だからいろいろなところで不自由が起こってくるし、いろいろなことが起こってきますので、そこをどう対応するかということが、大きな課題になると思っています。

学力のことについては、教育委員会としても今後できたらコンピューターや、ビデオなどを通じて、子供たちに授業の様子が流れるという形をとればよいと思

っています。ただそれも、西宮市で全部そろえて、子供たちに全部貸し出すという状況にはありません。家庭にコンピューターを持っている子供は使えますが、持っていない子供たちは、学校に来てもらって見てもらうなどという手だてがいる。その場合は少人数になるように、さっき言った三つの密に絶対にならないように気をつけるようにしなければいけないと思っています。

このコロナウイルスについては、山中伸弥先生は、短距離走ではない、長距離走でこれから長い期間かかるだろうということを言っています。ひょっとしたら一年かかるかもしれません。そうなったときに、今の状態がこのまま続いてしまったら、いろんな課題が出てくると言っています。とは言っても、先ほど述べたように学校に集めて授業することはできない状況なので、今後、教育委員会としてもどう対応していくかということを考えていく必要があると思っています。

今は文明が発展してインターネットなどが使えますので、そういうツールを使っていかなければいけないということ、それからさっき言った集団を小さくして、分かれて授業という取り組みも必要になります。授業というよりも、登校日という形で集まってもらって、少しずつやるという形でやっていかなければいけないと思っています。

夏休みになったら学校に集まっても大丈夫ではないかと言われますが、夏休みはクーラーを入れる必要があり、完全に部屋は閉まってしまい、余計に密の部分がひどくなるので、それもなかなか難しい状況です。

いろいろな問題が発生することが考えられるので、今後それに対してどう対応していくのかということが課題だと思っていますので、また、アイデアがありましたら、私たちに教えていただけたらありがたいと思いますし、教育委員会としても、教育委員の皆さんと連携しながら、子供たちの教育にかかわっていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

私からは、簡単ですが以上です。

では、今の話で何かご意見ありましたらお願いします。

藤原教育委員

この一連のご対応、皆さん本当に大変だったと思います。ありがとうございます。前回の定例会で私がお指摘させていただいた、再開時に保護者の懸念をどう払拭するのかというのが重要になってくると言っています、というところなのですが、今回のこの一週間ほどの反応をいろいろなところで拝見すると、データやサイエンス、何かそういうところでは人は納得していなくて、専ら恐怖で判断されてしまっているという印象があります。逆に言うと、そういう主観的なところを基準に

<p>佐々木教育次長</p>	<p>持ってきてしまうと、今後、開くに開けないという状況になってきて、本当に全国的な終息がなされないことには、学校を再開するという事について、支持を得られないのではないか、という懸念がございます。皆さんおっしゃるのは、学校、勉強より命が大事だという。それは全くそのとおりなのですが、学校というのは最低限の学習の機会を確保するという機能があるところで、その最低限の学習の機会を学校以外の場所で確保できている人と、学校でしか確保できない人、どちらも本当に同じ意見なのか。慎重に見極める必要があると考えます。</p> <p>そこで、先ほど教育長がおっしゃったネットでの動画配信や、それが家庭で見られない子については学校に来てもらってフォローということで非常に有意義だと思うのですが、今、具体的に決まっている範囲というのは共有させていただいてよろしいですか。</p> <p>ご指摘いただいた内容はごもつともで、本当にそのとおりだと思っております。今後、再開に向けまして例えば、非常に反対の意思を強く示しておられた方の投稿など、そういったものも見受けられました。後、命がまず大事だろうというメッセージもたくさん寄せられました。ただ、今後これが長期化していく中で、世論が逆転したり、あるいは世論が違った方向に展開されたりする可能性もあります。ある程度落ちついてくると、次は学力はどうなるのだという世論の展開も見られるかなと考えているところですので、そのあたりへの対応が必要になるなど思っております。</p> <p>今現在、各ところから様々なご指摘もいただいている中で、実際にまずホームページ上で学習コンテンツ、フリーのもの、しかも安全なもの、そういったものが示せないかどうかということとをずっと検討しておりまして、実はある程度まとまってきております。子供たちが簡単に使えて、しかも安全なものというものをホームページでもうあげる準備は整ってきているところがございますので、そういったところでまず、手だてを打っていきたいと思っております。</p> <p>それと、先日の校園長の研修会などでも申し上げたのですが、とはいうものの、もう一方でアナログの準備も必要であると。例えばプリントの配付など。それが物理的に紙で配付するのか。あるいはネット環境はないけれどもFAXはありますというご家庭に対応するのか。そういったところの実際の取り組みを進めていきたいという段階に入っているという形でお伝えになります。</p> <p>以上です。</p>
----------------	--

重松教育長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ほかにはございませんか。</p>
前川教育委員	<p>学校再開への反対やいろんな意見が交錯することについて、今日もお話されていましたが、私は、これだけのことが起こっているのに、いろんな意見が世の中にあって、それらは好ましいことだと思っています。</p> <p>一方的にどこかがそういう声を封じ込めて、強制的に何かのやり方を教えるというのはよくないですね。ですから、これから必要なのは、きちんと保護者やPTA、それから今の対応をしてきた西宮市の保健所、医師会など、そういう専門的な知見、保護者の考え、そういう様々な意見を一回テーブルの上に出して、みんなで話し合う場が私は必要だと思います。</p> <p>この間、各学校は校長が学校運営するに当たって心配なことなど、学校評議員の方に意見を聞いたのか、そういうことはどの程度進められたのか、それからPTA協議会や、単Pなどそういう方と学校運営について、しっかりと話ができているのか。いろいろな意見があるということは、互いの意見をくみ合いながら、理解し合いながら進めていくわけで、押さえつけるのではないのでいろいろな意見があるということは、私は出すべきだし、歓迎すべきだと思うのです。</p> <p>で、それをしっかりと一つのまとめるときに、再開が必要であるという学校は、どういう使命や責任を感じているのか。保護者は何を心配しているのか。それらを一遍、平たいテーブルに出し合ったそこから、今から、この機会に始めていきたいなと思っています。</p> <p>ぜひ、上から大きいところからもですが、下から小さいところからも、そういう様々な意見が交わされることをよしとして、そして、みんなで心を合わせながら理解し合いながら一つにまとめていくという、そういう教育に取り組んでいただけるように、お願いをしたいと思います。</p> <p>お願いします。</p>
側垣教育委員	<p>実は私の保育園でも今後どうなるのかということで、多分今日ホームページに何らかが示されると、昨日の夜中の9時半ぐらいにそれが回ってきて、少し私は不満なのですが。昨日、うちの園でも職員がみんな集まって、今後どうしようということ、何が不安という話を聞いて、3月1ヵ月間の取り組みの中で、いろんな意見が出ました。やはり不安と、先が見えないということなど、そこを少しみんなに言える場をつくろうかなと思って昨日やったのです。今回のこの件で、やは</p>

	<p>り現場、学校が休校になっているということで、学校の先生方、いろいろな感じで何かをしよう、何かをしたいができないなど、そういう気持ちも持ってらっしゃると思うし、通常の教師としての役割が果たせていないという不安感や、やはりしんどさというのを感じてらっしゃると思うので、できれば、その学校単位でいいと思うのですけれども、そういうことをくみ上げる、現場の子供たちに直接かかわりたいがかかわれない、本当に最前線の先生方の、平たく言えばガス抜きというか、あるいはそういうケアをする機会を適切に管理者の校長先生など、そういう方々にはお願いしたい。</p> <p>一番そのあたりが重要なところかなと。でないと、何か消極的な考え方しか起こってこないのではないかと思います。それともう一つ重要なのは、頑張ろうということは言わない方がいいと思うのです。みんなで何とか思いをくみ上げながらやっていこうよという、しんどいときにはしんどいって言っていいよというところを、強調しながら、学校の運営、あるいは保護者とのかかわりなどそういうこともあると思うのです。</p> <p>そういう場をぜひ、つくっていただきたいというのが私からのお願いです。</p>
重松教育長	ほかにはございませんか。
長岡教育委員	<p>教育委員会事務局で、いろんな手だてを考えてくださっているということだと思いますけれども、科目によっていろんな対応の仕方があると思うのです。</p> <p>もちろん優先順位もあると思うのですけれども、アクティブラーニングや、双方向などというようなことを言われていますけれども、なかなかそういうことがもう今の時点では難しいと思うのですが、知識の部分だけを伝える、そういう科目と、それからやはりそこで実習や、演習が必要な科目をどんなふうにして、子供たちに情報や、知識として与えていくのかなど。そのあたり非常に難しいとは思いますが、科目によっても情報の流し方など、中身を変えていく必要があるのかなと思います。</p> <p>よろしくお願いします。</p>
重松教育長	<p>ほかによろしいですか。</p> <p>昨日始業式を行ったのですが、小学校は5.4%の児童が欠席。それから中学校は2%の生徒が欠席ということで、人数的に欠席者は少なかったです。ほとんどの子供たちが学校へ来た形で、担任の発表、それから教科書も渡せておりますの</p>

	<p>で、後はその教科書を使っていけると思います。1、2年生はまだ自分で勉強といってもなかなか難しいですが、3年生以上になると復習をしながら新しい教科書を見てということで、先ほど次長が言いましたように、いろいろと見ることができますので、やっていかないとしょうがないと。ただ、今後は、それだけではないので、新たな手だてを考えてやっていきますので、よろしくお願いいたしますと思います。</p> <p>それでは、これより審議に入ります。</p> <p>なお、本日の定例会ではBCP発動中のため、例年一般報告としている案件を一部、資料による情報提供に変更するなど、議題を精査しておりますので、あらかじめご了承くださいと思います。</p> <p>では、報告第1号「西宮市教育委員会教育次長の事務分担等に関する規則の一部を改正する規則制定の件」、それと第2号「西宮市教育委員会文書取扱規程及び西宮市教育委員会表彰規程の一部を改正する規則制定の件」を一括して議題とします。</p>
教育総務課長	<p>報告第1号と第2号は、4月1日付の人事異動及び組織改正に係る改正の議案となりますので、一括して説明させていただきます。</p> <p>まず、報告第1号「西宮市教育委員会教育次長の事務分担等に関する規則の一部を改正する規則」は、4月1日付で人事異動が行われたことに伴い、所用の改正を行ったものでございます。</p> <p>議案書に参考資料として新旧対照表をおつけしておりますが、「大和教育次長」を後任の「佐々木教育次長」に文言を改めるものです。</p> <p>次に、報告第2号「西宮市教育委員会文書取扱規程及び西宮市教育委員会表彰規程の一部を改正する規程制定の件」は、4月1日付で組織改正が行われたことに伴い、所要の改正を行ったものでございます。</p> <p>こちらにも議案書に参考資料として新旧対照表をおつけしておりますが、文書取扱規程は「情報システム課」が「情報企画課」に統合されたため第3条の文言を改め、表彰規程は第3条の表彰選考委員会を構成する者を改めております。</p> <p>なお、施行日の関係で、2件とも3月31日に教育長の臨時代理により決定をいたしました。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
重松教育長	説明は終わりました。

	<p>これより質疑、討論に入ります。 本件にご意見、ご質問はありませんか。 よろしいですか。 では、なければ採決に入ります。 報告第1号及び報告第2号については、これを承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
重松教育長	<p>異議なしと認め、承認します。 次に報告第3号「西宮市社会教育委員会議規則を廃止する規則制定の件」を議題とします。</p>
生涯学習企画課長	<p>お手元の資料の「(審) 報告第3号」をご覧ください。 令和2年3月の市議会定例会において、生涯学習施策の総合的な推進に関する事項について審議する「西宮市生涯学習審議会」を設置するため、「西宮市附属機関条例の一部改正」及び「社会教育委員条例の廃止」が議決されました。 それに合わせ、今回は「社会教育委員会議規則」を廃止する内容となっております。 なお、3月の教育委員会会議に付議することができなかったため、「教育長に対する事務委任等に関する規則」第3条第2項の規定による教育長の臨時代理により決定しましたことを報告いたします。 説明は以上でございます。</p>
重松教育長	<p>説明は終わりました。 これより質疑、討論に入ります。 本件にご意見、ご質問はありませんか。 よろしいですか。 では、なければ採決に入ります。 報告第3号については、これを承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
重松教育長	<p>異議なしと認め、承認します。</p>

教育人事課長	<p>次に報告第4号「西宮市教育委員会会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則制定の件」、報告第5号「西宮市教育委員会事務局処務規則等の一部を改正する規則制定の件」、報告第6号「西宮市教育委員会事務専決規程等の一部を改正する規程制定の件」を一括して議題とします。</p> <p>報告第4号から第6号につきまして「教育長に対する事務委任等に関する規則」第3条第2項の規定により、令和2年3月31日に教育長の臨時代理により決定しましたので、一括で報告をいたします。</p> <p>報告第4号から第6号につきましては、平成29年に地方公務員法及び地方自治法が改正され、令和2年4月1日に施行されたことを受けまして制定をいたしました。</p> <p>地方公務員法及び地方自治法の改正理由といたしましては、非正規職員の任用に当たり、地方公共団体における行政需要の多様化などに対応し、公務の能率的かつ適正な運営を推進するため、非正規職員の任用根拠の法整備を行う必要があり、会計年度任用職員制度を新たに創設し、実態に即した任用形態に対応した法整備を行ったものでございます。</p> <p>まず、報告第4号は教育委員会に任用される会計年度任用職員について、市長事務部局の任用される会計年度任用職員と同様の制度とするため規則を新たに制定いたしました。</p> <p>具体的には、市長部局の「西宮市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則」を準用したり、また、市長部局の会計年度任用職員関連の規則を介して、正規職員の勤務条件条例、旅費条例、給与条例、これらの条例を準用する建つてとなっております。</p> <p>次に、報告第5号、報告第6号はともに報告第4号と同じく、地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、規則、規程の文言修正しております。</p> <p>報告第5号、報告第6号の資料として、改正部分の抜粋と新旧対照表を添付しておりますので、ご確認いただきますようお願いいたします。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
重松教育長	<p>説明は終わりました。</p> <p>これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件にご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>よろしいですか。</p>

重松教育長	<p>では、なければ採決に入ります。</p> <p>報告第4号、第5号、第6号については、これを承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
教育職員課長	<p>異議なしと認め、承認します。</p> <p>次に報告第7号「西宮市立学校の教育職員の業務量の適切な管理に関する措置等を定める規則制定の件」を議題とします。</p> <p>それでは、報告第7号「西宮市立学校の教育職員の業務量の適切な管理に関する措置等を定める規則制定の件」につきましてご説明させていただきます。</p> <p>本件は、令和元年文部科学省の給特法改正に基づき、条文の第7条で文部科学大臣が業務量の管理について指針を定めることが規定され、本指針の中で、サービスを監督する教育委員会は、教育職員の時間外勤務の時間について、上限に関する方針を規則等で定めることが規定されました。</p> <p>このことを踏まえまして、本規則について、「教育長に対する事務委任に関する規則」第3条第2項の規定により、教育長の臨時代理により決定し、所要の規則制定を行うための報告でございます。</p> <p>なお、添付資料としまして、本規則の必要事項を別に定めました「業務量の適切な管理に関する本市教育委員会の方針」、給特法改正の概要及び指針の概要を添付しております。</p> <p>規則の内容でございますが、教育職員の勤務が長時間化している実態を踏まえ、学校教育活動に関する業務を行っている在校時間（出勤から退勤までの時間）から正規の勤務時間や休憩時間等を除いた時間について、上限を定めるものでございます。</p> <p>2ページ目をご覧ください。</p> <p>上限時間は、規則第3条に規定のとおり、ひと月につき45時間、当該年度につき360時間で、一時的又は突発的に時間外に業務を行うことが必要な場合は、ひと月につき100時間未満、当該年度につき720時間等を規定するものでございます。</p> <p>なお、施行日の関係により、令和2年3月31日に教育長の臨時代理により決定いたしました。</p> <p>次に4ページをご覧ください。</p>

	<p>本規則に基づき、具体的な取り組みの方向性を示すため「西宮市立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する方針」を策定いたしました。</p> <p>本方針の目的としましては、教育委員会及び学校における取り組みについて明記し、業務量の適切な管理を図ることにより、学校における勤務時間を上限の範囲内におさめるよう努めるものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
重松教育長	<p>説明は終わりました。</p> <p>これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件にご意見、ご質問はありませんか。</p>
藤原教育委員	<p>少し勉強不足で教えていただきたいのですが、規則の3条の所定の勤務時間というのは、そもそも何時間、週に何時間など決められたものなののでしょうか。そのところを教えてください。</p>
教育職員課長	<p>一日7時間45分。一週間にすると38時間45分でございます。</p>
藤原教育委員	<p>わかりました。ありがとうございます。</p>
重松教育長	<p>ほかにはございませんか。</p>
側垣教育委員	<p>学校で実際に勤務されて、休憩時間というのは、いつが休憩時間になるのですか。</p>
教育職員課長	<p>労働基準法の中で決められておまして、6時間を超えて勤務させる場合は、少なくとも45分の休憩時間をとらせないといけない。しかもそれは、最初や最後ではなく間にとらせないといけないということがございます。さらに、8時間を超えた場合は、1時間以上とらせないと決められております。</p> <p>以上でございます。</p>
長岡教育委員	<p>すいません、関連して。具体的にいろいろとありますが、どんな感じで取っついてらっしゃるのですかね。現実としては。</p>

教育職員課長	<p>給食指導を行う教職員とそうでない教職員に大体分けて設定をしております。</p> <p>これも学校ごとに違うのですけれども、給食指導をしない教職員については、いわゆるその給食を食べる時間に休憩を取って、恐らくそこが30分ぐらい取るとして、残りの15分間を午後、夕方に取られるというパターンが多いですが、なかなかその給食指導をしている教職員が、給食指導中は休憩できませんので、給食が終わった後と、それから先ほど申し上げました夕方に取られるという、そういう時間を設定されているところが多いと思います。</p>
長岡教育委員	<p>すいません、これも情報として教えていただきたいのですが、この年次休暇ですけれども、先生方ふだんは授業があるので、どんなときに取られるのかというのと、それから年次休暇の取得率は、先生方どれぐらいあるのでしょうか。</p>
教育職員課長	<p>なかなか子供たちが来ているときというのは取りづらいのはございます。</p> <p>なので、長期休業中などそういったところを利用して、取得される方が多いと認識しております。取得率については、すいません、今手元にはございませんので、また確認したいと思います。</p> <p>以上でございます。</p>
長岡教育委員	<p>ありがとうございました。</p>
前川教育委員	<p>全体を通した意見になりますけれども、ワークライフバランスという言葉が中に、資料の中にあります。それで、個人的なことを言いますけれども、私は大学にご縁を得て学生の就業力支援にかかわったときに、そのワークライフバランスというのは、労使、労働者と使用者です。労使両立という考え方、要するに優秀な社員に育てて、企業主としてもしっかりとその人が、職を離れてしまわない、健康を害してしまわないように、貴重な企業のあるいは会社の社員として大事にしようという労使両立の考え方と、もう一つは、労働均等。ワークライフバランスのもう一方には、主にヨーロッパから来た考えですけれども。賃金がある、ないということではなくて、家庭をもっている場合には、外に出て収入を得ることも、朝のごみ出しも、自分のことはさておいてになりますけれども、そうやって家族として、働くもの、働く総量を家族みんなで均等に、均等なものとしてバランスをとっていこうという、そこに、雇い主、企業側の支援が必要だという、そういう二つの流れがあって、その二つの流れを大事にしようという話を学生にはいつ</p>

もしていました。そういう思いをうまく受けとめて、企業に就職してくれたかどうかは、私はわかりませんが、そのワークライフバランスという言葉がきれい過ぎるので、どういう流れでその言葉が生まれたかなど、今、日本の中でワークライフバランスをどうみんなに認識されているのか、本来どうあるべきなのかという、そういうことまで私はしっかりと意識しないと、この給特法が去年の12月に成立したのかな。内容を注目していたのですが、それが実際に社会の中で、職場の中で要るかどうか、彼らと壁があると思っています。

ぜひ、ふだんからも忙しい教育職員課ではありますけれども、いろいろな機会に特に管理職に、しっかりとした、我々教育委員にも情報を、あるいはいろいろな知識をこれからも機会あるごとに届けてください。業務改善アドバイザーのことも載っています。これは前に、八橋参与の方でお答えいただいたと思いますけれども、業務改善アドバイザーというのは、私は県の指導主事、教育職員課の方が、県内で何人かおられてそのアドバイザーのことかなと思っていましたけれど、実際に業務改善アドバイザーを、ここ少し質問になりますけれども、西宮で呼んで、研修会で研修してもらった実績があるのかどうかを近いところで教えてほしいと思います。5ページに業務改善アドバイザーのことが載っていますね。

それから次は、「ノー部活デー」の完全な実施、同じページに載っているのです。ノー部活デーは、完全な実施をしなくてもいいのかな、きちんと実施しましょうよ。これ、西宮も一生懸命、今まで取り組んできていると思うので、実施するのであれば、いいことなのでしっかりと実施して、やっていけるようにと思っています。看板倒れにならないように。

それから、昨年、大和教育次長とお話をして意気投合したことがあります。

各学校には、安全衛生委員会があります。それから、セクシャルハラスメントの校内防止対策委員会があります。それらが、形骸化していないか。これは教育職員課の方で、やはりどこかでチェックか何かが必要だと思います。パワハラやセクハラがどこかで急に出てきて、いや、そんなものきちんと校内委員会、開かれてなかった、この前にも一度言いましたが、この委員会というのはとても大事です。安全衛生委員会の中ですべきことはいっぱいあります。一人職の人は栄養教諭など、用務員さんなど、学校の中で一人職の人が一人で作業している、学年を組んでいたら、いや、あの先生少し姿が見えないな。どこにいるのだろうと、こうやってみんなで気にかけてあげられますが、一人職の人は場合によっては一人で放っておかれている。どこかで脚立から落ちて、けがして動けなくても、みんなが気付かず帰ってしまう可能性もある。もうこの学校の複雑ないろんな職員が配

置されている学校の中で、過ごしやすい労働環境のためには、労働安全衛生委員会は、すごい私は大事だと思っています。

夜、冬、外が真っ暗になって職員室電気ついて、この電気と真っ暗な外と、机で仕事をする先生たちのこの手元の照度は何度ある、これって働く環境なのかなど、そういうことをきちんとみんなで大事にしながら、会議をして、報告をして、セクハラだったらセクシャルハラスメントについては、こうこうこうです。それについては、本校についてはそういう訴えも、扱いも1件もありませんでしたと。それを半期ごとに宣言するときに、私は校長をやっているときにどきどきしました。そこでもし、誰かの手が上がって、いや、そうではないでしょ、校長先生、私こんなので苦しんでいるって一遍校長先生に相談したことがあるのに、それ切り捨ててですかと、誰かに言われたら、僕はその職員を半年間、一年間、どんなふうに切り捨ててきたことになるのだろうって思いながら、どきどきしながらハラスメント校内防止対策委員会の報告を半期ごとに担当者に、職員会議で発すれば、職員会議は記録を残しますね、だから本校でセクハラがあるかないかというのは、職員会議の記録の中できちんと報告がされているはずなのです。後から出てくるなんてことは絶対ありません。

後は、市の弁護士さんがいるので、ぜひ弁護士さんの力を僕は借りたいです。在校時間、学校の中に残っている先生は、それも在校時間に入る、勤務時間に入る。これは僕、西宮の中で管理職になってから、弁護士さんの研修会でいっぱい勉強しました。先生たちは、お若いときには一生懸命熱心さ余って、日記を40人分の日記を見たら2時間かかります。学級通信つくったら1時間かかります。クラブ活動終えてから日記見て、学級通信つくったら3時間、学校に残るのですよ。こんな中学校の先生がいるのです。

でも、学校に残るということ自体が上司の指揮監督権、指示、それを受ける立場にあるのだからこれは、学校からは帰してあげないといけませんよって、僕は研修会の中で、弁護士さんからそういうお話を聞きました。幸い西宮には機械警備があるので、機械警備もしっかり守って、そして、今日教育長が言われたように、子供の前に立つ教育職員は、教育職員みずからが豊かな人間性を子供の前で発揮できるように、自分の健康や家庭など生活を大事にしてほしい。だってね、学校の先生で子供が目をきらきらさせているのは、朝、教室に行ったときに子供らに、昨日スーパームーン、みんな見たかと言って、そのときに子供がどれだけ食いつくか。昨日先生、夜釣りに行ってな、など、やはりそういう人間的な触れ合いに基づく、そういう教育が展開できるように何とか先生が、しっかりと学校からメ

教育職員課長	リハリつけて学校を離られる、そういうシステムを西宮は備えているので、それを活用してほしいと。そんなことを思いました。 ついこの資料を見ながら、あれこれあれこれ思ったので、いっぱい言いましたが、二つ聞いていると思います。
前川教育委員	業務改善アドバイザーにつきましては、文科省から派遣されております、善積アドバイザーに引き続きしていただいているところでございますが、昨年度につきましては、4回研修会を実施しました。
教育職員課長	誰を対象に研修会。
前川教育委員	高等学校や、教職員を対象にさせていただきます。
教育職員課長	文科省から派遣されている。
前川教育委員	はい。
教育職員課長	県教委も基本、改善アドバイザーってもっていなかったかなと思いました。 また、違うのですか。
前川教育委員	その県のアドバイザーが文科から派遣されているということでございます。 後、「定時退勤日」や「ノー会議デー」、それから「ノー部活デー」につきましては、ほぼどの学校も実施していただいております。「ノー部活デー」につきましては、週平日の一日、それから土日のどちらか一日ということでの実施を進めていただいているものと認識しております。 それから後、労働安全委員会の設置について、これも例年、パワハラ防止なども含めて、各校長会議などでお話をさせていただいているところでございますが、引き続き周知を徹底したいというふうに思っております。 以上でございます。
前川教育委員	ありがとうございます。
重松教育長	ほかにはございませんか。

<p>重松教育長</p>	<p>では、なければ採決に入ります。 報告第7号については、承認してよろしいでしょうか。 (異議なし) 異議なしと認めます。よって承認させていただきます。 次に報告第8号「学校医等の解嘱及び委嘱の件」を議題とします。</p>
<p>学校保健安全課 長</p>	<p>「学校医等の解嘱及び委嘱の件」につきまして、お手元の資料、報告第8号をご覧ください。 学校医等の2年の任期が、令和2年3月31日をもって満了することに伴って、3月31日付の解嘱と、4月1日付の委嘱を行うに当たりまして、令和2年3月31日に「教育長に対する事務委任等に関する規則」第3条第2項の規定により、教育長の臨時代理により決定しました。 第3条第3項の規定により西宮市教育委員会に報告いたします。 引き続き同じ学校園で学校医等の職務をお願いする先生については、改めての解嘱、委嘱は行いません。 変更のありました学校医等について解嘱、委嘱を行います。 解嘱は延べ58名です。委嘱は延べ48名です。 3月31日、休園しました用海幼稚園、瓦木幼稚園の学校医等10名及び、3月31日閉校しました西宮浜小学校、西宮浜中学校の学校医等10名が解嘱に含まれます。 4月1日に開校しました西宮浜義務教育学校について、新たに委嘱いたしました学校医等10名が委嘱に含まれております。 報告は以上でございます。</p>
<p>重松教育長</p>	<p>説明は終わりました。 これより質疑、討論に入ります。 本件にご意見、ご質問はありませんか。 よろしいですか。 では、なければ採決に入ります。 報告第8号については、これを承認してよろしいでしょうか。</p>

重松教育長	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認め、承認します。 では、これより非公開案件に移ります。 恐れ入りますが傍聴の方はご退席をよろしくお願いいたします。</p>
重松教育長	<p>(傍聴者退席)</p> <p>では、再開します。 一般報告①「(仮称)越木岩センターの整備について」を議題とします。</p>
地域学習推進課長	<p>(仮称)越木岩センターの整備について、説明をさせていただきます。 こちらは、4月13日に所管事務報告を予定しております。 資料は「(仮称)越木岩センターの整備について」と資料1、資料2、資料3の計四つになります。 資料につきまして、1カ所訂正をお願いいたします。 表紙に「(仮称)越木岩センターの整備について」の表紙の部分ですけれども、担当する3局7課を表記しておりますが、この整備を中心となって進めております市民局のコミュニティ推進部、地域コミュニティ推進課のみの表記となりますので、その他の6課につきましては、削除をお願いいたします。 それでは、資料に沿ってご説明をさせていただきます。 「(仮称)越木岩センターの整備について」表紙の裏面をお願いいたします。 まず、1番の「建替えに至った経緯」ですが、越木岩公民館は、自治会や青少年愛護協議会など地域団体などの会議や事業、また、住民主体の公民館活動など利用されており、地域活動に必要な不可欠な拠点施設です。しかしながら、築後43年が経過しており、I s 値0.24の未耐震施設です。このため、公共施設として必要な建物の耐震化や地域のコミュニティ活動の拠点としての機能向上のため建かえを行います。 なお、建かえに関する議会への報告ですが、平成28年11月18日、教育こども常任委員会所管事務報告「越木岩福祉会館及び用地の取得について」で報告いたしております。 本日の資料には、そのうち取得の目的を抜粋し掲載しています。 次に2番、「建替えを実施する施設」についてですが、そのページの下を図をご覧ください</p>

ください。

現在、敷地内に越木岩公民館、図書館越木岩分室、消防団車庫の三つの建物があり、越木岩公民館には老人いこいの家と、市民課、越木岩分室の施設が含まれており、図書館分室、消防団車庫と合わせて五つの関係施設が設置されています。今回の計画では、土地・建物の有効活用などの考えから、仮称越木岩センター内にこの五つの関係施設を整備する予定です。

それでは、合築に関する土地・建物の有効活用などについてご説明をいたします。まず、建物の有効活用ですけれども、資料1をご覧ください。

現在の公民館・図書館・消防団車庫の床面積と三つの施設を合築した場合の床面積を比較した表です。

比較では、建かえするセンターの面積ですが、現在の部屋数などをもとに試算をしております。

比較結果ですが、表の下から2番目合計をご覧ください。

床面積を比較しますと合築の場合、約68平米削減できます。

これは三つの建物のエントランス、トイレ、階段、エレベーターなどが各施設で共用できることが大きな理由となっています。

次に、土地の有効活用ですが、建物を一つに集約することにより、建物間に発生する利用できない空間が解消され、敷地に形の整ったスペースができます。

このスペースを活用し現在も要望の強い、駐車場、駐輪場に活用します。

これにより駐車台数が現在の4台から11台に、駐輪台数も約20台から50台となります。

次に、経費削減についてですが、公民館・図書館に必要なエレベーターを1基にすることでエレベーター保守管理コストを年間90万円程度削減できます。

次に、整備計画、今後のスケジュールについてですけれども、別紙、資料2、スケジュール表をご覧ください。

令和2年度から令和6年度末までの予定を記載しています。

大まかに各年度単位で説明いたしますと、令和2年度は基本構想。令和3年度は実施計画。令和4年は近隣協議。令和5年は建物解体新築工事事業者を選定し建物解体工事を開始します。令和6年は新築工事開始し、令和7年4月に供用開始を予定しています。

次に4番、「基本構想について」説明いたします。

センターの整備は、公民館・図書館の機能を生かし、地域住民の居場所として人と人との交流やつながりを深めるとともに、生涯学習の取り組みをきっかけに、

	<p>地域活動への主体的な参画や地域づくりにつながる「学びと活動の好循環」を実現する仕組みを備えた機能や地域諸団体の代表者の方々が集う場を整備し、地域課題解決に向けた協議や取り組みを市として支援することにより、行政と地域の連携・協働に資する施設となるよう目指します。</p> <p>次に5番、「地域団体との協議について」ですが、基本構想策定の協議の対象団体として、越木岩公民館運営協議会の構成員である地域団体や青少年愛護協議会等の社会教育関係団体を予定しております。地域住民との協議につきましては、現在、公民館をコロナウイルス感染症拡大防止のため、休館しておりますことから、未定となっております。</p> <p>協議の内容につきましては、主に、建かえとなる対象施設、建かえスケジュールと、中央教育審議会答申の「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」に示された理念に基づき作成いたしました資料の3番、センター改築についての（案）をもとに進めてまいります。</p> <p>説明は以上です。</p>
重松教育長	<p>説明は終わりました。</p> <p>本件にご意見、ご質問はありませんか。</p>
側垣教育委員	<p>この地域の小・中学校というところになりますか。</p>
社会教育部長	<p>北夙川小学校が最も近い学校で、後、苦楽園中学校がございます。それから苦楽園小学校もございます。</p>
重松教育長	<p>よろしいですか。ほかには。</p>
前川教育委員	<p>ここを利用したことがあるのですが、私も、自分も思ったし地域の方も駐車場が少ないことは、以前から言われていました。合築によって非常に使いやすいものになればよいなと思っています。一つのを新しく合築してつくるのに、すごい年数がかかるのだなと改めて思いましたが、丁寧にいいものをつくっていただいて、地域の方にも喜んでもらえたらと。これ、仮称ですが、仮にセンターとして合築した場合には、センター長という人がここには生まれるのかどうか、少しそのあたり合築には直接関係ないかもしれませんが。それは例えば、防火管理責任者などセンター長の立場など、総合教育センターでもセンター長などあ</p>

	<p>りますし、そのあたりセンター長っていうことで何か教えていただけることがあれば一つ教えてください。</p> <p>それからバリアフリーについては合築する上で、何か特にエレベーターなどそういうことで、バリアフリー化が一層進む、あるいは今までからも十分バリアフリー化になっていたの、それを踏まえて合築するなど、そのバリアフリーについても少し何か教えていただけることが、今の時点であれば、聞かせてください。</p> <p>2点です。</p>
地域学習推進課長	<p>センター長についてですけれども、まだこれから運営に関しては、協議を進めてまいりますので、そういったことは未定でございます</p> <p>それから、バリアフリーにつきましては、センターの改築案の中にも記しているのですけれども、ユニバーサルデザインを目指して進めてまいりたいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
前川教育委員	<p>しつこいですが、ユニバーサルデザインを目指して考えておりますと言われたらそうなのではと思うのですが、具体的に言うと例えば、どんなことか、一つでもいいので。</p>
地域学習推進課長	<p>例えば、今ですと誰でもトイレというのを設置してまいりたいと思いますし、当然ながら目の不自由な方などにもわかりやすいサインや、施設としての設置を考えております。</p> <p>以上です。</p>
前川教育委員	<p>はい。楽しみにしています。</p>
重松教育長	<p>ほかにはございませんか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>なければ一般報告①を終了します。</p> <p>次に議案第1号、報告第9号は、秘密会で行いますので、関係者以外の職員は退出してください。</p> <p>(関係者以外退室)</p>

重松教育長	議案第1号「人事に関する件」を議題とします。 (事務局 提案説明)
重松教育長	説明は終わりました。これより質疑討論に入ります。 本件にご意見、ご質問はありませんか。 (質疑討論)
重松教育長	無ければ、採決に入ります。 議案第1号については、原案の通り可決してよろしいか。 (異議なし)
重松教育長	御異議なしと認めます。よって原案は可決されました。 ここで、説明員は交代してください。 (関係職員入室)
重松教育長	では、再開します。 報告第9号「人事に関する件」を議題とします。 (事務局 提案説明)
重松教育長	説明は終わりました。これより質疑討論に入ります。 本件にご意見、ご質問はありませんか。 (質疑討論)
重松教育長	無ければ、採決に入ります。 報告第9号については、原案の通り可決してよろしいか。 (異議なし)

<p>重松教育長</p>	<p>御異議なしと認めます。よって原案は可決されました。 以上で予定されていた議題はすべて終わりました。 では、これをもちまして、第1回教育委員定例会を閉会します。 ありがとうございました。</p> <p>(終了)</p>
--------------	---